

第2次滝沢市総合計画後期基本計画策定に関するパートナーシップ協定

第2次滝沢市総合計画後期基本計画の策定に関し、滝沢市自治会連合会（以下「連合会」という。）と滝沢市（以下「市」という。）は、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域の実現のため、「やさしさに包まれた滝沢」をテーマに、後期基本計画の基本的な方向性に関する議論を進めるため、次のとおりパートナーシップ協定を締結します。

1 協定の目的

この協定は、「やさしさに包まれた滝沢」をテーマとして、次に掲げる事項に関する検討を進めるに当たり、連合会と市との関係や役割分担、相互協力の内容などを定めます。

- （1）後期基本計画が目指すべき状態に関する検討
- （2）たきざわ幸福実感アンケート調査項目（指標）に関する検討
- （3）検討したアンケート調査項目（指標）の目標値に関する検討

2 協働の原則

連合会と市は、前項の検討を効果的に進めるため、互いに次の原則を遵守します。

- （1）対等な立場で、意見を交換します。
- （2）それぞれの自主性を尊重します。
- （3）相互に連絡を密にし、情報を交換し、互いに協力します。

3 連合会の役割

- （1）連合会は、市内の単位自治会が推薦した者等をもって構成する第1項の検討をするための組織（以下「検討組織」という。）に協力します。
- （2）連合会は、検討の内容について情報を共有します。

4 市の役割

- （1）市は、検討組織の活動に必要な場所及び情報を提供します。
- （2）市は、専門家の派遣などについて支援します。
- （3）市は、庁内の連絡及び意見調整を行います。
- （4）市は、検討組織が取りまとめた意見を尊重し、令和9年3月末までに後期基本計画の概要を策定します。

5 相互の連絡調整

連合会と市は、全体の運営に関して調整を必要とする場合には、適宜協議します。

6 協定の期限

この協定は、連合会と市との合意を得て発効し、令和9年3月末までとします。

7 その他

この協定に定めのない事項、今後協定を遂行する上で必要と認められる事項、さらに疑義が生じた事項については、連合会と市が協議の上、修正加筆するものとします。

令和8年3月25日

滝沢市自治会連合会

会長 百目木忠志

滝沢市

滝沢市長 武田 哲